

十七日無如休業ノ氣概シ工場ノ閉鎖也
 此ノ點ニカ入ル一般労働者ノ移却ノ指導ニ未採ラテ解雇者
 一應ノ指導ニ二百五十名ノ労働者ニ決定セテ先手者ヲ五日其ノ工場を
 歩シ及テ工場を遊覧ノ要ル下ト一蹴ニシテ解雇ノ評定會ノ後刻下抗
 命 遂ニ七上ニ至リ

- 二十日大反一般労働者四名初先手今工場を下全見互譲結果
1. 工場主一般労働者ノ評定會ニ向テ不依ニテ
 2. 労働者労働者ノ評定會ニ向テ不依ニテ
- 古月廿五日解雇ノ例依テ工場主ト全見互譲条件ヲ解雇者
1. 解雇者六名ノ評定會ニ向テ不依ニテ
 2. 労働者六名ノ評定會ニ向テ不依ニテ

① 小林中革製送券 五三八一六三〇

古月廿五日 浪花区西横南通二丁目

労働者 二百名 日本工 小林平助

労働者 男 一〇名

労働者 男 一〇名

財界ノ不況ニ應ジテ銀行ノ閉鎖ノ為ニ法律ヲ難シテ隔リ五月十日
 予先トモ期同付ノ理由ヲ評定會ニ示シテ解雇者ノ評定會ノ不
 一般労働者ノ移却ノ指導ニ未採ラテ先手者ヲ五日其ノ工場を
 歩シ及テ工場を遊覧ノ要ル下ト一蹴ニシテ解雇ノ評定會ノ後刻下抗
 命 遂ニ七上ニ至リ

二十日大反一般労働者四名初先手今工場を下全見互譲結果

1. 工場主一般労働者ノ評定會ニ向テ不依ニテ
2. 労働者労働者ノ評定會ニ向テ不依ニテ

古月廿五日解雇ノ例依テ工場主ト全見互譲条件ヲ解雇者

1. 解雇者六名ノ評定會ニ向テ不依ニテ
2. 労働者六名ノ評定會ニ向テ不依ニテ